

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

手数料など諸費用について

- 当ファンドの手数料など諸費用の詳細は目論見書をご覧ください。

当ファンドのお取引は、クーリングオフの対象にはなりません

当ファンドのお取引は、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

この書面の内容が変更された場合、投資信託お客様サイト内で最新版を交付します。変更前の書面は当社のホームページ上の【各口座取引規程】－【取引規程更新履歴】でご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、松井証券口座、投資信託口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を電子交付いたします。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。これにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	119億円（※）
主な事業	金融商品取引業
設立	1931年3月
連絡先	顧客サポート 0120-953-006 (03-6387-3666)

※ 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社のホームページ上でご確認ください。

2025年7月